

デジタル・防災技術ワーキンググループ 社会実装チーム (第5回) 議事要旨

1. 日時

令和3年4月21日(水) 10:00~12:00

2. 出席者

喜連川座長、池内委員、臼田委員、宇田川委員、小池委員(五十音順)

関係省庁〔内閣府(経済社会システム担当)、内閣府(科学技術・イノベーション担当)、内閣官房(国土強靱化推進室)、内閣官房(情報通信技術(IT)総合戦略室)、総務省(大臣官房企画課)、総務省(自治行政局 住民制度課 デジタル基盤推進室)、消防庁(国民保護・防災部防災課)、個人情報保護委員会事務局

赤澤副大臣、青柳政策統括官(防災担当)、村手官房審議官(防災担当)、内田官房審議官(防災担当)〕

3. 議題

(1) 開会挨拶

(2) 説明、報告

- ・ ベース・レジストリの検討状況について
- ・ 防災分野における個人情報の取り扱いに関する課題について

(3) 質疑・意見交換

(4) 閉会

4. 議事要旨

赤澤副大臣から、冒頭、「国民の理解を得やすい人命最優先のデジタル防災の社会実装に向けて、防災に関するベース・レジストリや個人情報の取り扱いに関する指針の策定に向けて議論いただきたい。」との挨拶があった。

続いて議題「ベース・レジストリの検討状況について」以下の説明およびコメントがあった。

- ベース・レジストリとは、正確で最新性が確保された使いやすい社会の基盤となるデータと定義され、それを使いこなすためには、データの標準が必要になる。
- ベース・レジストリでは、平時でも有事でも使えるようなデータを目指している。
- デンマークでは基本となる5情報(法人・個人・住所・地図・環境)についてのベース・レジストリをまずは整備した上で、他の情報項目に拡大していった。日本も基本情報から整備することを予定している。

- 2025年までに基本的なプラットフォームを構築し、2030年までにはデータの整備を行う。基盤を整備した上で各分野のデータを保有する省庁と交渉していく。
- 2022年3月までに住所などの基盤の情報、事業所の情報など、あらゆる分野で使えるような情報に係るベース・レジストリの構築を行い、できたものから仮運用していく。また、どんな情報があるかを調べることも重要になってくる。
- 住所情報については、住所の間違いによる差し戻し等のエラー処理があり、ベース・レジストリが整備され、改善された場合の投資対効果は、イギリスでは4倍、デンマークでは17倍の経済効果が出ると試算されている。
- 防災においては、例えばガソリンスタンドが再開したか否か確認するには事業所情報など、具体的な情報が必要となり、まずは「土地」に紐づく住所から整備していく方針。
- 防災においてベース・レジストリが有ると無いで対応にどのような違いが生まれるのかということも議論したほうがいい。
- 災害関連の情報は、場所を特定できることが重要で、緯度、経度の位置情報と紐づけることが特に重要になる。それに加えて、時間のデータも紐付けた方が良い場合もある。
- 住所と位置情報（経度・緯度）とは紐づける。ジオコーダーなどを利用し、住所から緯度・経度に変換する、またはその逆など、人が見る場合と機械が判断する場合の両方で使えるようなデータにしたい。
- 個人名など振り仮名についても正確に把握できておらず検索に該当しないケースもあることから、振り仮名について地名も町字も同様で、整備し様々な現場で活用できるようにしたい。
- 防災の局面で必要になる情報は、静的な情報に加えて流動的な情報である点に留意が必要。一方で、事前の段階でいかに静的な基礎データを整備するかも重要。例えば、避難所の情報は毎年変わるため、いかに更新していくか考える必要がある。
- 更新の周期はデータの質によって異なるが、自治体で住所変更があれば即時で対応することを予定。また、支援制度などは四半期に一度更新作業を自治体にお願ひし、更新忘れについても周知していく。
- ベース・レジストリが目指しているのは、ベース・レジストリにある施設と避難所を紐づけ、フラグを立てるような形で避難所データを作ることにあると認識。ベース・レジストリの施設データと避難所データが結びつくと、施設データが変われば、そのまま避難所データも自動的に変わる仕組みになる。そうすることで、常に災害が起こったときには、最新の避難所名称の情報を使って災害対応が可能になる。

続いて議題「防災分野における個人情報の取り扱いに関する課題について」以下の説明およびコメントがあった。

- デジタル庁を創設するにあたり、個人情報保護に万全を期すために個人情報保護委員会が民間部門だけではなく、公的部門についても監視・監督する体制が必要になる。

- 民間部門と公的部門の個人情報の定義、2000 個問題、国際対応など、現行法制の言わば縦割りに起因する不均衡・不整合の是正が必要。デジタル改革関連法案による改正後には、必要最小限の独自の保護措置は許容するものの、基本的には法律で共通ルールを定め、全ての自治体に適用していく形になる。このため、基本的には 2000 個問題は解消すると考える。スケジュールについては、デジタル改革関連法案が成立した場合には、令和 5 年 4 月からの施行を予定している。
- 防災分野における個人情報の活用について、個別避難計画および避難支援での活用が出来るとの意見がある。一方で、一部に機微な情報が含まれ、情報を閲覧する側の範囲の設定が困難であるという課題がある。また、自治体が持っている情報を国、関係機関に共有する際の取扱いでも、情報の秘匿性、本人同意の取得方法について課題があるという意見がある。さらに、情報のデジタル化と情報共有システムの整備が、全般的な課題として挙げられている。
- 個人情報保護法令における規定が著しく大きなおもしになり、過去の経験値を活用できない状況もある。個人情報保護委員会との調整の中で、どこまで活用できるのか、掘り下げていきたい。
- 個人情報の定義の中で、死者に関する情報というのは、個人情報に含まれないというのが法律上の整理になっている。ただ、自治体によっては条例の中で、死者の情報も含めて個人情報として取り扱っているようなところもあった。そのような差異も、今回、自治体も含めて統一的なものになる。
- 改正後の個人情報保護法の中では、相当な理由の場合であれば、当初の目的と違う事務のためであっても行政機関内で個人情報を使うことができるという規定がある。
- 防災における情報の活用においては、交通事故総合分析センター（ITARDA）が出している情報も防災のアプローチとして参考になる。
- アメリカにおいては、運輸関係の事故調査では、調査結果を責任追及のための証拠書類として利用することを禁じて関係者が証言しやすい環境をつくり、航空事故等の詳細なデータを収集・分析し再発防止対策に取り組んでいる。オランダでは、水災害による死者に関する詳細なデータに基づき水災害に対するリスク管理をしている。
- カメラ画像の活用については、経産省及び総務省で検討の場を設けているが、ドローンによる画像の防災への活用ということまでは検討が及んでいない。また、個人情報だけでなく、プライバシーの観点でも検討が必要。
- ドローンは視力と言えば 10.0 ぐらいまで映像の精度が上がっている。そういったテクノロジーをプライバシーの観点も踏まえてどこまで何に使っていいかという問題がある。
- どういったシチュエーションで、どのような情報の取扱いが求められるかを明確にすることが必要。一般法たる個人情報保護法の範囲内に収まるものであれば、指針等で考え方を示していくことができる一方、それに収まらないものであれば、別の法的枠組みが必要となる。
- 個人情報の扱いについて、災害時の場合は、本人の同意なく出すことが可能。他方で、平時の場合には、本人の同意がある場合には出すことが可能。今般国会に提出している災害対策

基本法の改正案で個別避難計画を努力義務化する。要介護者の救助や避難補助に必要な情報も、個別避難計画には記載することとしており、市町村が避難行動要支援者名簿と同様に情報を収集して作成することとなる。例えば、介護情報、障害情報や、誰がどこへ連れていくのかという情報を記載するほか、常備薬の有無、避難時の注意点等を自治体が必要に応じて追加していく。今回、地方交付税措置もつけて、防災部局と福祉部局との連携を強化していくほか、モデル事業なども展開して普及を図っていく。個別避難計画はタイムリーに更新すべきだが、現状はなかなかそこまで至っていない状況。更新の密度を上げないといけない。